平成２９年（フ）第７２号
北海道虻田郡洞爺湖町高砂町125番地24
債務者　髙瀬　和大
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
北海道白老郡白老町川沿２丁目12番11―２号美園団地22棟94号
債務者　井澤　伸昭
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
北海道帯広市西12条南31丁目１番地４　コーポピープル２―D
債務者　桒田　一人
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
岩手県奥州市水沢区字西田７―14　フレッシュアイＦ号棟、住民票上の住所岩手県胆沢郡金ケ崎町六原狐森53番地10、前前住所岩手県奥州市水沢区字大畑小路70番地　バリュージュ大畑　203号室
債務者　鈴木麻里子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５３号
福島県会津若松市河東町熊野堂字村内６番地、前住所愛知県東海市名和町３丁目114番地の２　レナジア名和（２Ｃ）
債務者　森　　城
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
新潟県阿賀野市みそら野町３番２号
債務者　豊原　直樹
1　決定年月日時　平成29年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４３号
新潟県阿賀野市みそら野町３番２号
債務者　豊原　真紀
1　決定年月日時　平成29年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２４号
熊本県人吉市相良町13番地17　宮川住宅
債務者　岩井　正美
1　決定年月日時　平成29年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第５４１６号
東京都葛飾区東四つ木４丁目44―１―1605
債務者　金沢順子こと　金　　春順
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４３７号
東京都板橋区南常盤台１丁目26―９―402
債務者　伊藤　京子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４６７号
東京都江東区東砂７丁目５―19―1125
債務者　渡辺江身子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４６８号
東京都東久留米市南町３丁目10―21
債務者　榎本　裕美
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４７５号
東京都台東区谷中７丁目21―10　筑波ハイツ10Ａ
債務者　酒井　義治
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４７６号
東京都江戸川区船堀３丁目16―７―1204
債務者　池田はるみ
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４７９号
東京都世田谷区桜丘３丁目５―６
債務者　関戸　信隆
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４８８号
東京都品川区西五反田８―11―15　スカイコート・ヴィーダ　五反田ウエスト202、住民票上の住所埼玉県さいたま市桜区大字白鍬654―３
債務者　井上　紀之
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部